

# 小 林 市

## 重層的支援体制整備事業実施計画

地域・制度・社会から  
だれもとりにこぼさない  
みんなをすくい上げることをめざして

Scoop up  
スコップ 事業



# 目次

<b>1 重層的支援体制整備事業に関する基本方針</b>	
(1) 背景	P 2
(2) 理念・目的	P 3
(3) 基本方針	P 3
(4) 計画の位置づけ・期間	P 4
(5) 計画の進行管理	P 4
<b>2 重層的支援体制整備事業において実施する事業</b>	P 5
小林市の事業イメージ図	P 6
<b>3 重層的支援体制整備事業の実施体制</b>	
①包括的相談支援事業	P 7～
実施体制（対象事業）	P 9～
②多機関協働事業	P10～
③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	P13～
④参加支援事業	P14～
⑤地域づくり支援事業	P15～
実施体制（対象事業）	P16
<b>4 重層的支援体制整備事業における会議の役割</b>	P17
(1) 重層的支援代表者会議	
(2) 重層的支援会議	
(3) 支援会議	
<b>5 資料編</b>	P18～

# 1. 重層的支援体制整備事業に関する基本方針

## (1) 背景

近年、少子高齢化や人口減少が進展し、核家族化や地域住民のつながりの希薄化、価値観の多様化など、社会構造の変化とともに地域や家族を取り巻く環境が変化しています。

このような中、個人や世帯が抱える生きづらさや課題は、不安やストレス、孤独死、ホームレス、家庭内暴力、犯罪などの生活上の諸問題となって顕在化してきています。

特に一人暮らしの高齢者の増加や高齢者の孤独死、就職氷河期世代の就職困難などに起因するひきこもり、子育て家庭の孤立、貧困、児童虐待など、地域でおこる福祉課題は複雑化、深刻化しており、ダブルケアやいわゆる8050問題などの複合的な課題は、これまでの公的サービスでは十分な対応が難しくなっています。そのため、従来の分野ごとの対応だけではなく、それらのサービスの隙間、制度の狭間を埋める取組が必要となってきました。

本市においても、持続可能な地域福祉を推進するために、福祉サービス等の提供体制確保のほか、地域課題、生活課題に対する行政のさらなる対応力向上や関係機関等との連携、協働の強化、地域活動に対する住民の積極的な参加促進とその支援など求められるようになってきました。

そこで、平成30年度からは、厚生労働省のモデル事業「地域力強化推進事業」を実施し、相談支援包括化推進員の配置により、住民に身近な圏域で地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を進めてきました。

さらに、令和元年度からは「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組み、包括的な支援体制の仕組みを定着させ、さまざまな視点から解決策を検討し、途切れない支援ができるよう、新たな社会資源創出のための取組や複合的な課題を抱える世帯のケース検討会などを実施しました。

これまでの取組や近年の社会情勢、地域の福祉ニーズや社会福祉法（以下、「法」という。）の改正内容等を踏まえ、本市においては令和4年度に重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組み、令和5年度から重層的支援体制整備事業を本格実施しています。

今後も、継続して重層的支援体制整備事業を実施することにより、相談支援体制をさらに強化し、多職種連携や人と人、人と地域がつながり合うフォーマル、インフォーマルな社会資源を活かした地域づくりができるような本市の実情にあった包括的支援体制の整備を目指していきます。

## (2) 理念・目的

本事業は、「制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という従来を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティをともに創る」という地域共生社会の実現を目指します。

本事業の実施に当たっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。

- ・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

また、本事業は、法第106条の4第2項の規定に基づき、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

事業実施に際しては、重要となる地域住民や支援関係機関等との連携強化を図り、意識醸成及び参画を図ることも推進します。

そして、福祉分野のみならず、他の政策領域において、親和性の高い理念を掲げて進められている施策との連携を図る方策・工夫を講じます。

## (3) 基本方針

重層的支援体制整備事業に取り組むに当たっては、法施行規則第34条の10第1号の規定に基づき、各分野や関係機関等に共通する基本的な方針を定めることとされています。

本市における「第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では「ともにつながり支え合い 安心して笑顔で暮らせる 福祉のまちづくり」を基本理念として掲げ、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることとしています。また、基本目標の一つである「分野を超えた総合的・包括的な支援を提供できる体制づくり」のため、具体的な施策として重層的支援体制整備事業の推進に取り組むこととしています。

地域共生社会の実現を推進するため、「地域・制度・社会からだれもとりにこぼさない、みんなをすくい上げることをめざして」重層的支援体制整備事業に取り組み、市民福祉のさらなる充実を図ります。

#### (4) 計画の位置づけ・期間

本計画は、重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、法第106条の5の規定に基づいて策定するものです。

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び分野別の計画である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「こども計画」その他関連する個別計画との整合及び調和を図りながら重層的支援体制整備事業を推進します。

本計画の計画期間は単年度とし、第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画の終期である令和8(2026)年度の間、毎年度見直しを行います。

#### (5) 計画の事業評価・見直し

本計画はPDCAサイクルに基づいて展開し、定例及び随時に開催する会議における評価・検証を踏まえて、必要に応じて見直しを図り、必要な措置を講じていきます。



## 2. 重層的支援体制整備事業において実施する事業

小林市では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、地域住民が抱える複雑化、複合化した「狭間のニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備に取り組んでいきます。

その手段として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するため、①包括的相談支援事業 ②多機関協働事業 ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ④参加支援事業 ⑤地域づくり事業 を行っています。

小林市重層的支援体制整備事業イメージ図 次頁 (P6)参照

重層的支援体制整備事業の実施に向けて、令和4年度から移行準備事業として進めてきた

### ②多機関協働事業

### ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

### ④参加支援事業

に加えて、令和5年度からは、①包括的相談支援事業 と ⑤地域づくり事業 に新たに取り組んでいます。

事業の実施に際しては、既にある地域のつながりや支え合う関係性を十分理解しながら、地域住民の主体性を最も尊重し、関わる住民の意見を聴き、必要な範囲で活動を支援するというボトムアップの視点を重視していきます。

なお、本市の実施体制は、地域が抱える課題や地域における社会資源、市や各支援関係機関の状況に合わせ、設置形態の類型は、「基本型事業・拠点」(※)で進めていきます。

※「基本型事業・拠点」については、5資料編 参照

# 小林市重層的支援体制整備事業イメージ図

## 1 属性を問わない相談支援



社会福祉協議会地域福祉担当 (コミュニティソーシャルワーカー)

3 地域づくりに向けた支援 (⑤ 地域づくり事業)

住民に身近なところで課題に気づき早期に丸ごと相談につながる仕組み

地域の活動活性化

### 3. 重層的支援体制整備事業の実施体制

#### ① 包括的相談支援事業

##### (1) 事業概要

包括的相談支援事業とは、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とします。

本事業の実施により相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めることが可能となるとともに、分野横断的に包括的な支援体制を整備を図ります。

##### (2) 具体的な取組

具体的な支援フローは以下のとおりです。

##### (i) 包括的な相談の受け止め

包括的相談支援事業者においては、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

また、受け止めた相談のうち、当該包括的相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、地域における各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な支援関係機関へつなぎます。

##### (ii) 包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ

##### **ア 多機関協働事業へのつなぎ（支援依頼）**

相談者が複雑化・複合化した課題を抱えているため、課題の全体像を俯瞰した上で、支援関係機関の役割分担を整理する必要がある事例や、アウトリーチ等事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例については、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者へ支援を依頼します。

また、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者へ相談者をつなぐ際には、包括的相談支援事業者が多機関協働事業の役割や支援内容について丁寧に説明を行い、本人が納得した上で多機関協働事業につなぐよう配慮する必要があります。加えて、本人に不安感が強い場合には、本人と多機関協働事業者が話をする機会の設定や同行支援を行う等の対応を行います。

なお、多機関協働事業者が本人のアセスメントを行うために必要な情報は、基本的には、包括的相談支援事業者を含めた支援関係機関が収集しますが、多機関協働事業者が直接情報収集した方が望ましい場合は、多機関協働事業者が支援関係機関と調整し行います。

#### イ 重層的支援会議への参加

重層的支援会議には、原則として本人を多機関協働事業につないだ包括的相談支援事業者も参加します。

また、重層的支援会議で検討した結果、多機関協働事業者に事例を紹介した元の包括的相談支援事業者が主担当として支援を行うことが適当と判断された場合は、多機関協働事業者からの事例対応における助言や支援関係機関等の連携体制を活用しながら、当該包括的相談支援事業者において当該事例への対応を行います。

#### ウ 多機関協働事業による継続的支援が行われている際の包括的な相談支援事業との連携

支援関係機関からの紹介により多機関協働事業につながった事例のうち、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担に時間を要するなどの理由によって、一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合もあります。

この場合、包括的相談支援事業者は、多機関協働事業者からの要請に基づき積極的に連携を図り、支援に関わることが求められます。

なお、多機関協働事業者からの依頼に応じて、原則として本人同意を取得した上で、本人やその世帯に関わる情報を収集し、共有していきます。

#### エ 多機関協働事業による支援終了後の対応

多機関協働事業による支援が終了した場合には、多機関協働事業者のプランに基づき、適切な支援関係機関につなぐこととなります。事例によっては、包括的相談支援事業者につなぐことも想定されることから、日頃から地域の支援関係機関と連携することが重要であるほか、終了後に適切な支援ができるよう事前に体制を整えておくことが重要です。

また、多機関協働事業のプラン内容の適切性の検討や支援決定は、重層的支援会議で行われることから、原則として包括的相談支援事業者も重層的支援会議の構成員となり、参加することが求められます。

#### 複雑化・複合化した事例

- ・ 支援関係機関の役割分担を整理する必要がある事例
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的事業の対象と想定される事例
- ・ 参加支援事業の対象と想定される事例

※P7～8の会議説明は、P20「重層的支援体制整備事業における会議」表を参照

### (3) 実施体制

包括的相談支援事業を担うのは、小林市地域包括支援センター、小林市西部地域包括支援センター、のじり地域包括支援センター、にしもろ基幹相談支援センター、こども家庭センター、小林市生活自立相談支援センターです。これらの機関が下表の具体的取組を進めます。

#### **包括的相談支援事業** (法第106条の4第2項第1号)

※ 次の表の事業が対象

主体	事業名	拠点設置数	内容
〈長寿介護課〉 小林市地域包括支援センター のじり地域包括支援センター 小林市西部地域包括支援センター	地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営(介護保険法第115条の45第2項第1号～第3号)	3	地域包括支援センターに介護保険法に定める社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等を配置し、次の事業などを行う。 ①総合相談支援事業 ②権利擁護事業 ③包括的・継続的ケアマネジメント事業
〈福祉課生活支援G〉 小林市生活自立相談支援センター	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金のうち、自立相談支援事業	1	①自立相談支援事業(住居確保給付金含む)、家計改善事業、就労準備事業を一体的に実施 ②アウトリーチ員を1名配置
〈福祉課障がい福祉G〉 にしもろ基幹相談支援センター	<必須> 障害者相談支援事業の基本事業 <任意> 地域生活支援事業補助金のうち、相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業+住宅入居等支援事業)(障害者総合支援法第77条第1項第3号)	1	①障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供、関係機関との連携など、総合的な支援実施
〈こども課〉 こども課	子ども・子育て支援交付金のうち利用者支援事業	2	①【特定型】 待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を実施
こども家庭センター	(子ども・子育て支援法第59条第1号)		②【こども家庭センター型】 母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない相談支援体制を構築 ③【妊婦等包括相談支援事業型】 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるために必要な情報提供や伴走型相談支援のための面談等を実施

## ② 多機関協働事業

### (1) 事業概要

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、関係者の連携の円滑化を進めることで、小林市における包括的な支援体制の整備を促進することを目的とします。

基本的な役割は、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援や、既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズがある事例であって、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体に係る種々の調整を行う、いわば支援者を支援する役割を担います。

### (2) 具体的な取組

#### ①相談受付

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、支援関係機関等からの相談を受け付けた上で必要な支援を行います。

#### ②アセスメント

多機関協働事業者は相談元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関を通じて本人やその世帯の状態を把握します。ただし、必要な場合は直接、本人やその世帯から情報収集を行います。

収集した情報は、アセスメントシートにまとめるほか、プラン作成のため、重層的支援会議に提示します。

また、本人やその世帯の状況によっては、早期にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業を活用します。

#### ③プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。

プランの作成に当たっては、重層的支援会議において、包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業をはじめとする支援関係機関と、役割分担や支援の目標・方向性について十分に議論します。

#### ④支援の実施

支援関係機関等の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となりプランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。また、プランに基づく支援の実施状況は支援関係機関から随時把握し、必要があれば収集した情報をもとに、再度支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施します。

#### ⑤終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランにより支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる調整役としての多機関協働事業の関わりは一旦終了します。

支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走支援する体制を確保します。

なお、支援終結後に本人の状態や取り巻く環境に変化が生じた場合、または再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合は、速やかに多機関協働事業による支援を再開します。このため、支援終結後も支援関係機関と情報共有ができる体制を確保します。

#### ◎多機関協働研修会議（年2回）

市内の相談機関・行政機関等が分野を超えて集まり、研修会への参加を通じて、重層的支援体制整備事業への理解を深め、複雑化・複合化した地域生活課題解決のための連携協働を推進させていきます。

<対象者>

市内相談機関 及び 市役所関係課

#### ◎重層的支援体制整備担当職員配置

包括的相談支援事業所、市役所各課に担当職員を配置し、担当職員を中心に事業の周知と浸透を図ります。

#### ◎「相談つなぐシート」利用マニュアル改訂及び活用

マニュアルの内容の見直しを行うとともに、関係機関への周知を行います。

#### ◎重層的支援代表者会議（年1回）

・重層的支援体制整備事業の中核となる機関(以下、「包括的相談支援事業所」)の代表者が集まり、事業を円滑に運営するために各機関の連携強化や包括的支援について協議します。

・重層的支援体制整備事業実施計画の内容について協議します。

<対象者>

市役所 福祉課、長寿介護課、こども課、健康推進課、

小林市地域包括支援センター、小林市西部地域包括支援センター、のじり地域包括支援センター、小林市生活自立相談支援センター、にしもろ基幹相談支援センターの代表者

#### ◎重層的支援会議（定例）

・包括的相談支援事業所ごとに会議担当者による包括的相談支援事業所間のスムーズな連携を進めます。

・多機関協働事業・参加支援事業・アウトリーチ等事業が作成したプランの適切性の協議、プラン終結時等の評価をします。

・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討をします。

・重層的支援体制整備事業実施計画の内容について協議をします。

<対象者>

市役所 福祉課、長寿介護課、こども課、健康推進課、

小林市地域包括支援センター、小林市西部地域包括支援センター、のじり地域包括支援センター、小林市生活自立相談支援センター、にしもろ基幹相談支援センターの担当者

#### ◎相談支援スキルアップ勉強会（隔月）

包括的相談支援事業所、地域づくり事業所及び相談事業所等の職員が、事例検討などを通してお互いに研鑽し合い、相談支援の資質を高めること、分野を超えた横のつながりを築いていくことを目的に行います。

<対象者>

包括的相談支援事業所、地域づくり事業所及び相談事業所等の職員

#### ◎重層的支援会議（随時）・支援会議

複雑化・複合化した課題を抱える世帯の支援を行います。

その世帯に関わる支援関係機関等が抱える課題の整理や役割分担、支援の方向性の整理等を行います。

・アセスメント、プラン作成、モニタリング、終結を共有・検討します。

### (3) 実施体制

多機関協働事業の実施主体は小林市で、小林市社会福祉協議会に一部委託し、包括的相談支援事業所や支援関係機関等と連携し実施します。

## ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

### (1) 事業概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握することを目的とします。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

### (2) 具体的な取組

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、課題があるが支援が届いていない人を把握します。

本人やその世帯のつながりを形成し、伴走的支援を行います。

#### ◎対象者支援

複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な方と信頼関係を構築し、つながりを作ることに力点を置きます。

- ・支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集
- ・事前調整
- ・関係性構築に向けた支援
- ・家庭訪問及び同行支援
- ・アセスメント、プラン作成、モニタリング、終結の共有・検討

### (3) 実施体制

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施主体は小林市です。  
小林市社会福祉協議会に委託して実施します。

## ④ 参加支援事業

### (1) 事業概要

参加支援事業は、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性がある方について、本人やその世帯の状況等を丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人の社会参加に係るニーズに合った支援メニューを提示することを目的とします。さらに、マッチングした後、本人の社会参加に係るニーズが満たされているか等の観点からフォローアップを行います。

### (2) 具体的な取組

既存の社会資源への働きかけとの拡充を図り、支援メニューを作ります。

本人や世帯の抱える課題を丁寧に把握し、社会資源や支援メニューへとつなげていきます。

#### ◎対象者支援

重層的支援会議で作成されたプランに基づき、参加支援事業による支援を行うことを決定した事例に対し、既存の社会資源の活用方法の拡充等を図り、メニューを提示し支援を行います。

・アセスメント、プラン作成、モニタリング、プランに基づく支援終了を共有・検討します。

#### ◎地域資源開発（居場所づくり・中間的就労）

既存の取組を活かし、世代や属性を超えて利用できる地域資源を開発します。

・多分野協働地域づくり事業連携会議(年2回)

<対象者>

集いの場、校区地区社会福祉協議会、ボランティア、社会福祉法人、まちづくり協議会、企業、NPO、防災、農業、環境、地方創生の関係者、地域づくり事業所

・地域づくり事業所会議(年2回)

<対象者>

小林市地域包括支援センター、のじり地域包括支援センター、小林市西部地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、地域活動支援センターあゆみの会、地域活動支援センターとんで～の、にしもろ基幹相談支援センター、子育て支援センターチポリーノ館、子育て支援センターおひさま、野尻のびのび子育て支援センター、こども家庭センター、福祉課、小林市社会福祉協議会

・カフェ等集いの場立ち上げ支援

#### ◎自分ラボ・プログラム（年４回）

既存の制度やサービスにはなじまない方に対し、自分の特性への理解を深め、他者との関係性を円滑にするヒントを見つけるプログラムを実施します。

<対象者>

重層的支援会議で作成されたプランに基づき、参加支援事業による支援を行うことを決定した方

#### ◎重層的支援プラットフォーム会議（年２回）

社会参加に向けた支援を必要とする方に対する支援のため、市内の関係機関が集まり、情報共有や協議を行います。孤独・孤立プラットフォーム会議も兼ねます。

<対象者>

学識経験者、市役所 福祉課、健康推進課、学校教育課、ハローワーク、若者サポートステーション、小林市生活自立相談支援センター、保健所、家族会等

#### ◎ひきこもり家族会・居場所・不登校親の会支援

ひきこもりの状態にある方の家族や居場所等の地域資源が継続できるように、活動を支援します。

### （３）実施体制

参加支援事業の実施主体は小林市で、小林市社会福祉協議会に委託して実施します。

## ⑤地域づくりに向けた支援事業

### （１）事業概要

地域づくり事業は、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的とします。

### （２）具体的な取組

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、個別の活動や人のコーディネート、多分野がつながるプラットフォームの展開を行います。

(3) 実施事業

**地域づくり事業** (法第106条の4第2項第3号)

※ 具体的には、次の表の事業が対象

主 体	事業名	拠 点 設置数	内 容
〈長寿介護課〉 小林市社会福祉協議会 小林市地域包括支援センター のじり地域包括支援センター 小林市西部地域包括支援センター	一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち地域介護予防活動支援事業	4	介護予防活動の地域展開を目指して行う次の事業などを実施する。 ①介護予防に資するボランティア等の人材育成等 ②介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援 ③介護予防に資する取組やボランティア等へのポイント付与
〈長寿介護課〉 小林市社会福祉協議会 小林市地域包括支援センター のじり地域包括支援センター 小林市西部地域包括支援センター	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	4	NPO、民間企業(経済団体)、ボランティア、社会福祉法人、地域住民等の多様な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化等を一体的に図るため、コーディネーターを配置し、以下の取組等を行う。 ①資源開発 ②ネットワーク構築 ③ニーズと取組のマッチング
〈福祉課障がい福祉 G〉 地域活動支援センター あゆみの会 地域活動支援センター とんで~の	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	2	障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供
〈こども課〉 子育て支援センター チポリーノ館 子育て支援センター おひさま 野尻のびのび 子育て支援センター	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	3	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、以下の事業を行う。 ①子育て親子の交流の場と遊び場の提供 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び支援に関する講習等の実施 ⑤子育て支援センターの運営
〈福祉課福祉総務 G〉 小林市社会福祉協議会	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (社会福祉法第106条の3第1項第1号及び第2号に規定する施策及び法第106条の4第2項第3号に規定する同号イからハまでに掲げる全ての事業を一体的に行う)	1	①地域コミュニティを形成する 「居場所づくり」 ②新たな交流の拠点を開設

## 4. 重層的支援体制整備事業における会議の役割

重層的支援体制整備事業において実施が義務付けられている重層的支援会議・支援会議は、その内容によって下表のとおり分類されます。

本市における会議の呼称と分類は下表のとおりです。

名 称	重層的支援代表者会議	重層的支援会議	支援会議
目 的	複雑化・複合化した課題に対し、解決のため相談機関の調整役としての役割を果たす。事業を円滑に運営するために各機関の連携強化や包括的支援について協議する。個別支援会議から把握した地域課題に対応する社会資源が不足しているときに、その開発に向けた取組を協議する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業の事例について、支援機関の役割分担や支援の方向性の整理を行う。</li> <li>・人口減少社会にあっても包括的な支援体制を維持できるよう、支援関係機関間の連携を進め、多機関協働事業を介さずとも、支援関係機関間で対応できる支援ニーズを増やす。</li> <li>・既存制度等では対応できない支援ニーズにも対応できるよう、これに対応する社会資源開発等を検討する。</li> </ul>	自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにもかかわらず支援ができていない人について、情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。
相談者		本人同意あり	本人同意なし
根 拠		社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項 5 号	社会福祉法第 106 条の 6
開催頻度	年 1 回	隔月（定例）・随時	随時
参加者	福祉課・こども課・長寿介護課・健康推進課・地域包括支援センター・基幹相談支援センター・生活自立相談支援センターの代表者	福祉課・こども課・長寿介護課・健康推進課・地域包括支援センター・基幹相談支援センター・生活自立相談支援センターの担当者	相談者に関わる行政関係部署・相談機関・関係者等
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制整備事業実施計画の進捗や成果についての評価、分析及び協議</li> <li>・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン作成、プランの適切性の判断</li> <li>・支援提供者によるプランの共有</li> <li>・支援の経過と成果を評価し、プランに基づく支援終了時の評価</li> <li>・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑化・複合化した課題を抱える人に対する支援を図るために必要な情報の交換</li> <li>・複雑化・複合化した課題を抱える人が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討</li> <li>・その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項</li> </ul>

## 5. 資料編

### P5 ※基本型事業

(厚生労働省令和3年3月31日発出 重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアルより抜粋)

#### ■ 実施体制

重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を目指すものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、

- ・ 既存の各分野の拠点のまま他の分野の支援関係機関と連携して対応する形態
- ・ いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの

など、様々な形態が想定される。

既存の支援関係機関の専門性やこれまで積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かすとともに、地域の支援力の底上げを図る体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討する。

類 型	内 容
基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一の事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
総合型事業・拠点	複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障がいのみ等4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所で相談に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定される。また、地域型事業・拠点は包括的相談支援事業の各事業の基準を満たす必要はないが、その活動は、実施市町村内の基本型事業・拠点又は総合型事業・拠点との連携体制を確保するとともに、重層事業実施計画や支援会議の仕組みを通じて、専門的なバックアップを受けながら実施されることが必要である。

令和5年3月策定

令和6年3月改訂

令和7年3月改訂

令和8年3月改訂